



# 電気自動車用充電器の設置を支援します！ EV用充電器設置費補助金のお知らせ

## ●●● 横須賀市は電気自動車(EV)普及を推進します ●●●

横須賀市では市内産業の発展と低炭素社会の実現を目的に、  
電気自動車の普及を推進するため、民間事業者等のEV用充電器設置費補助を行います

### 対象者

- 一般の方が利用可能な充電器等を設置する、法人及び個人事業主等
- マンションの敷地内に充電器等を設置する、法人及びマンション管理組合等
- 従業員の通勤車両・事業用車両向けに充電器等を設置する、法人及び個人事業主等

### 対象経費

#### ① 本体購入費【充電器本体(普通・急速)、V2H※1、課金装置】

・マンション敷地内への設置の場合は、可搬型給電器※2、住民の合意形成のための図面等の作成費も補助対象となります。

※1 電気自動車のバッテリーに蓄えた電気を住宅等に供給することができ、かつ、電気自動車のバッテリーに充電することができる装置。  
 ※2 電気自動車の駆動用バッテリーの電力を取り出して交流100Vの電源に変換することができ、かつ、非常用電源等として持ち運ぶことができる装置

#### ② 本体設置及び電気工事費

・電気工事は、分電盤までの最短距離の工事に係る経費及び分電盤に分岐ブレーカーを増設する工事等に係る経費に限ります。

#### ③ 一般利用のための表示・看板類

### 補助金額

設置場所	補助上限額	補助率
一般利用可能な場所 〈例：店舗、駐車場等〉	1基50万円 (1敷地100万円限度)	5分の4
マンション敷地内※1	1敷地150万円 (V2Hを設置する場合は200万円)  可搬型給電器、課金装置を除き、原則3基以上設置する必要があります。	
	1件15万円※1 住民の合意形成のための資料作成費	
通勤車両・事業用車両向けに充電器を設置する事業所※2	1敷地150万円  原則5基以上設置する必要があります。	

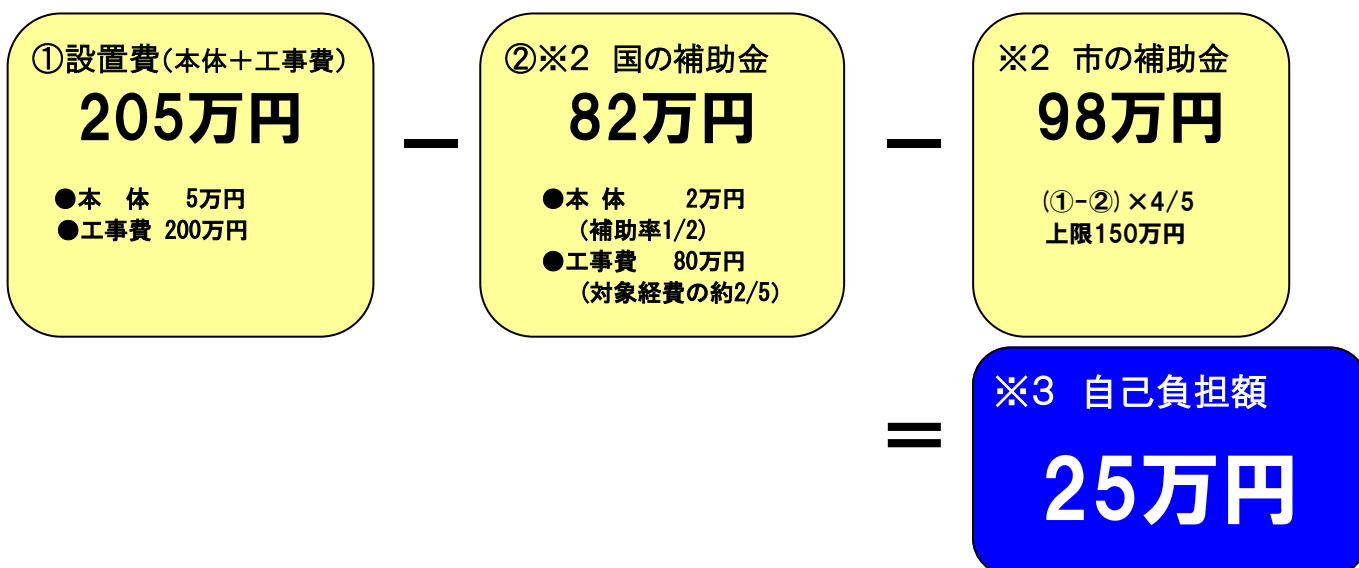
※1 住民の合意形成のために必要となる図面などの資料作成費について、15万円を限度額(補助率4/5)とし補助をします。

※2 従業員通勤車両・事業用車両のための充電器設置補助を受けるためには、

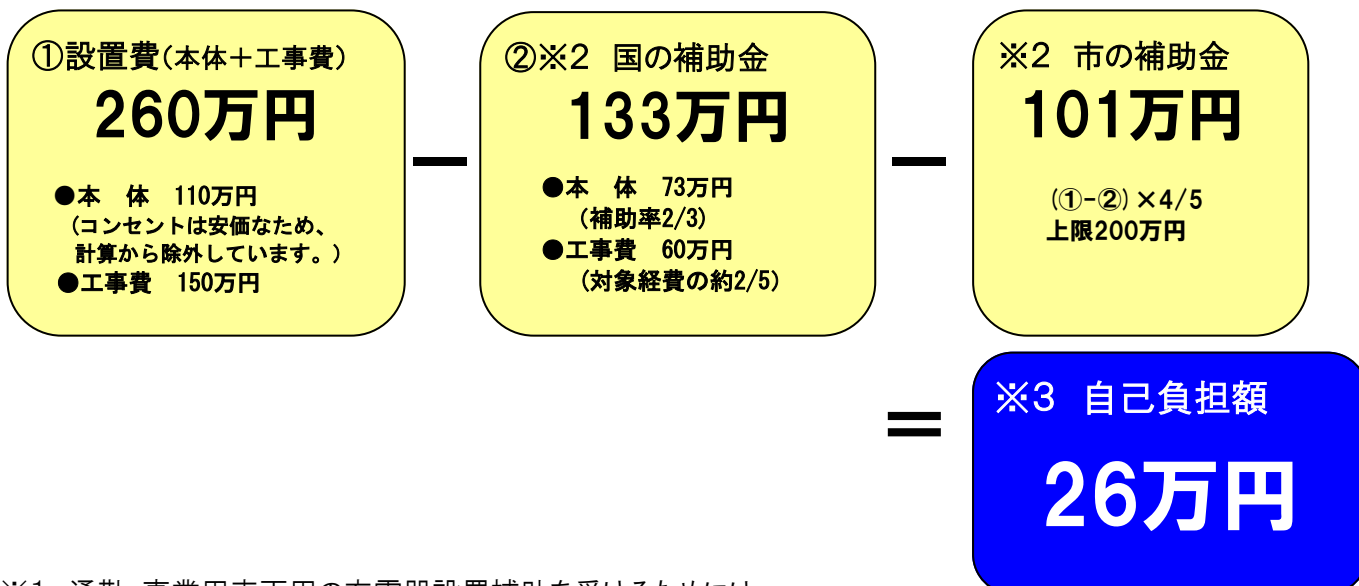
事前に横須賀次世代自動車普及に関する先進事業者等の認定を受ける必要があります。詳しくは担当までお問い合わせください。

## 補助金を利用した場合の試算

### 【※1事業所にコンセントタイプの充電器を5基設置する場合】



### 【マンションにV2H 1基・コンセントタイプ2基設置する場合】



※1 通勤・事業用車両用の充電器設置補助を受けるためには、事前に横須賀次世代自動車普及に関する先進事業者等の認定を受ける必要があります。

※2 千円以下端数は切捨て計算をしています。

※3 金額は目安です。設置する機器、設置場所、工事の内容等により大幅に変動します。

## ご注意ください

- 事前(設置工事の着工前)に申請することが必要です。
- 国などの補助を併用する場合、その補助額を対象経費から除きます。
- 自社製品の導入、自社関連企業からの調達の場合、補助額が減額となる場合があります。
- 2020年3月31日までに設置完了することが必要です。
- 3年間の保有義務が生じます。



お申し込み  
お待ちしております♪

《お問合せ》

横須賀市経済部 企業誘致・工業振興課 EV担当  
TEL:046-822-8288 FAX:046-823-0164